

新作業効率化促進制度のお知らせ

1 作業効率化促進制度とは

契約を締結している相手方(以下「相手方」という。)に係る作業に関し、現状の設備、工程等を大幅に変更することなく、作業効率、作業や設備等の生産資源の活用率を向上するために作業効率の実態調査・分析を行い、作業効率化の方法について装備施設本部長と相手方が共同で探求し、事後の契約に反映させる制度です。

2 対象となる契約

原価計算方式により予定価格を算定した装備品等の製造請負若しくは試作研究請負契約又は役務に関する請負契約が対象となります(一般競争契約を含みます)。

3 作業効率化促進制度適用を希望する場合の手続き等

自ら制度の適用を申請する場合は、申込書類等の提出が必要となります。詳細につきましては、公示又は、入札及び契約心得の9.5及び別冊その4「作業効率化促進制度実施要領」をご参照ください。

4 旧制度からの変更点

【旧制度】

1 対象

・原価計算方式により算定している装備品等です。
(随意契約のみ)

2 メリット

・作業効率化により低減されると見込まれる工数の原則50%相当を計算価格に別途付与し計算します。

3 作業効率等の実態調査・分析

・本部長が実施する作業効率調査に相手方は協力していただきます。

【新制度】

1 対象

・原価計算方式により算定している装備品等です。
(相手方が自ら申し出る場合は、**一般競争契約も制度の適用対象**です)。

2 メリット

・自ら作業効率化促進制度の適用を申請し、契約担当官等が新規参入者を募る公示を行ったにも関わらず新規参入者が確認されなかったときは、当該契約を**随意契約により契約することができます(条件あり)**。
・作業の効率化により低減されると見込まれる計算価格に当該工数の50%の価格を加算します。

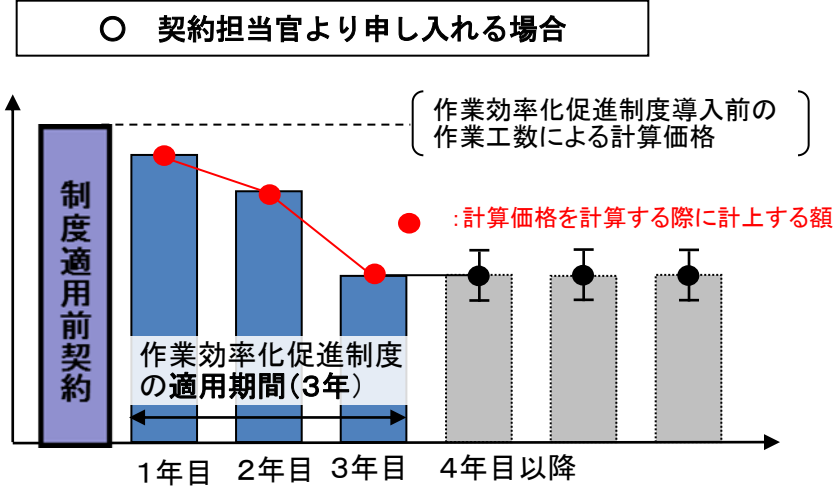
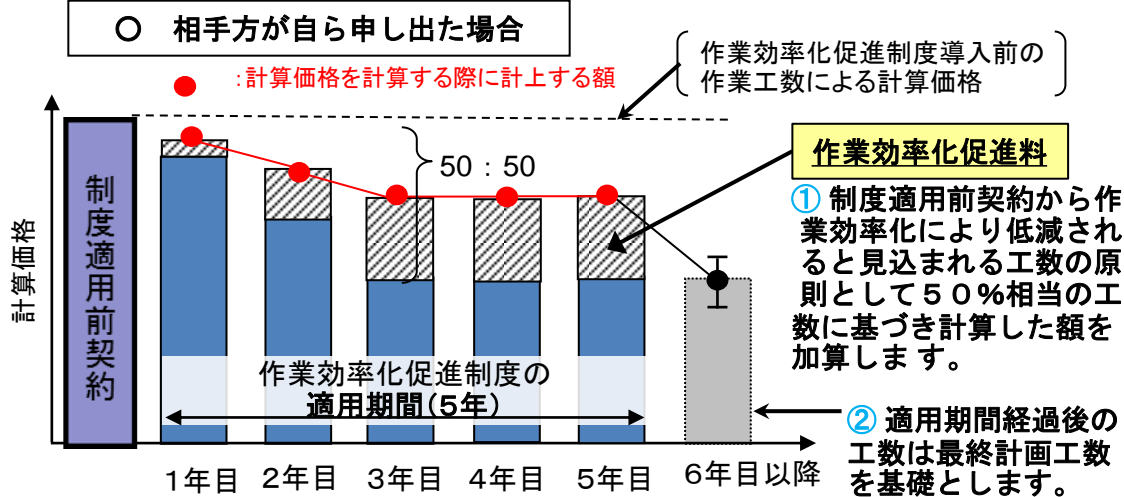
3 作業効率等の実態調査・分析

・相手方が申し出る場合は、**自ら主体となって調査を行うことができ**、相手方の過去の実績に基づく努力目標的なものであっても差し支えありません。(合意が必要)

5 随意契約とすることができる条件

- (1) 対象となる契約の履行には特殊な技術又は設備等が不可欠であるため、契約担当官等が過去5年間において実施した当該契約と同一の装備品等又は役務の契約に係る入札、企画競争又は公募において、契約の相手方以外の者による応札又は応募がなく、かつ、契約担当官等による業態調査によっても、引き続き当該相手方以外の応札又は応募の見込みがないと認められる場合
- (2) 契約の相手方が、作業効率化促進制度の適用が終了するまでに、作業の効率化を行う前の金額から20パーセントを超える価格の低減に相当する工数の低減を行うことを約束した場合

6 自ら申し出た場合の計算価格への加算について



7 注意事項等

- (1) 本制度の適用は、相手方に対して作業効率化適用期間における当該装備品等及び役務の調達に関し、事後の契約の締結を保証するものではありません。
- (2) 本制度の適用期間中に内外作の変更等工数変動の要因が発生する場合は、必要に応じて作業効率化計画を見直す処置をとるものとし、相手方はこれに協力していただきます。